

令和6年度Instagramを活用した
情報発信委託業務

【公募型プロポーザル実施要領】

令和6年4月

吉備中央町

令和6年度Instagramを活用した情報発信業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 業務名 Instagramを活用した情報発信業務委託

2 目的

SNSを活用した情報発信力を強化するため、より受け手を意識した記事制作（企画考案、取材、撮影、編集、ハッシュタグ考案等）を行い、町公式ウェブサイトへの誘客、町の認知度向上や関係人口の拡大、定住人口の増加へ繋げることを目的とする。

また、次年度より職員によるサイト運営を行うため、投稿ノウハウの教授等も加味したうえで、次のとおり企画提案（公募型プロポーザル）を実施する。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

Instagramを活用した情報発信業務委託

(2) 業務内容

別添「Instagramを活用した情報発信業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託予定額

2,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする

4 プロポーザルの形式

公募型プロポーザルとする

5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない団体等
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない団体等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の各法に基づく手続き開始の申し立てがなされている団体等でないこと
- (4) 手形交換所による取引処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした団体等でないこと
- (5) 税を滞納していない団体等

- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者)が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与していない団体等

6 プロポーザルの内容

(1) 審査する業務計画

このプロポーザルで審査する業務計画の内容は、次のとおりとする。

名 称	Instagramを活用した情報発信業務
内 容	別紙「令和6年度Instagramを活用した情報発信業務委託仕様書」のとおり

(2) スケジュール

このプロポーザルのスケジュールは、概ね次のとおりとする。

項 目	日 程
① 公表	令和6年4月5日(金)
② 参加申込書提出期限	令和6年4月24日(水) 正午まで
③ 提案に関する質疑の受付	令和6年4月25日(木) 午後5時まで
④ 質疑に関する回答	令和6年4月26日(金)
⑤ 企画提案書提出期限	令和6年5月9日(木) 正午まで 郵送可(必着)
⑥ プレゼンテーション	令和6年5月14日(火)
⑦ 審査(決定)	令和6年5月14日(火)
⑧ 審査結果通知・公表	令和6年5月15日(水)

※日程は変更することがあります

7 参加手続き

このプロポーザルのスケジュールに係る参加手続きは次のとおりとする

(1) 公表

プロポーザルに関する情報は、原則として町ホームページで公表する

① 通知日

令和6年4月5日(金)

② 配布資料

ア 「Instagramを活用した情報発信業務委託」公募型プロポーザル実施

要領

- イ 「Instagramを活用した情報発信業務委託」仕様書
- ウ 参加表明書【様式1】
- エ 業務実績書【様式2】
- オ 誓約書【様式3】
- カ 提案書提出に係る質問書【様式4】
- キ 提案書の提出について【様式5】

(2) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書【様式1】に必要事項を記入・押印の上、期日までに次の書類を添付して提出すること

① 提出期限

令和6年4月24日（水）正午まで 郵送可（必着）

② 添付書類

ア 業務実績書【様式2】

地方公共団体の委託事業の業務実績があれば記載すること

イ 誓約書【様式3】

ウ 登記簿謄本、役員等一覧表、定款、規約若しくはこれらに相当する書類

エ 納税証明書

オ 最新の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書

③ 提出方法

定住促進課へ持参又は郵送（郵送の場合は期限までに必着とする）

④ 注意事項

登記簿謄本・納税証明書等は、発行から3ヶ月以内のものに限る。また、貸借対照表・収支決算書等は、提出日現在の最新事業年度分とする。なお、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(3) 提案書の提出

① 提出期限

令和6年5月9日（木）正午まで 郵送可（必着）

② 提出書類及び部数

・提案書の提出について【様式5】・・・・・・1部

・提案書・・・・・・10部（A4版任意フォーマット、カラー両面印刷）

・見積書・・・・・・10部

③ 提案書等作成要領

提案書は、次の事項及び仕様書に基づいて作成、提出すること

ア 記事制作関連

- ・企画提案作品を作成、提出すること
- ・企画提案作品の企画意図、構成、デザインの狙いや考え方
- ・情報発信力向上のための工夫やアイデア等の提案

イ SNS 連動関連（インスタグラム、町公式ホームページ、LINE等）

- ・各 Web サイトへのリンク、誘導について提案すること

ウ 解析業務

- ・インスタグラムのデータ解析の手法や結果の活用について提案すること

エ 研修・投稿マニュアル作成業務

- ・職員研修内容や投稿マニュアル作成について提案すること

オ 制作スケジュール

- ・具体的に記載すること

カ スタッフ名簿

- ・本業務に従事させるスタッフの名簿及びその業務歴

④ 以下の内容を盛り込むサンプル記事を作成、提出すること

ア 町の情報をわかりやすく効果的に伝えること

- ・「伝わること」を重視し、わかりやすい記事を制作すること

イ 町の情報をタイムリーに伝えること

- ・町の情報について、より「タイムリー」に伝えること

ウ 記事を読んだ後に「アクション」を起こしてもらうこと

- ・記事を読んだ人が何らかの「アクション」を起こすためのきっかけとなること

エ 町に興味関心を持ってもらうこと

- ・記事を読むことで、より「吉備中央町に興味関心を持ってもらい、町を訪れるきっかけとなること

⑤ 提出方法

定住促進課へ持参又は郵送（郵送の場合は期限までに必着とする）

⑥ その他

ア 提出できる提案は、参加者1社につき1案とする。また、提案書の作成に係る費用は参加者の負担とする。なお、提案書の返却は行わない。

イ 提案された内容に関して、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。実施の際は、別途通知する。

ウ 提出後の提案書は、本要領に記載されている提案方法等に適合しないもの及び虚偽の内容が記載されているものは無効として取り扱い、選定後に虚偽等が発覚した場合には、選定を取消しすることとする。また、町が承諾したものを除き、引換、変更及び取り消しをすることは認めない。

エ 提出した提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。ただし、町は、提案

候補者の選定結果の公表等に必要な場合、使用できるものとする。

オ 一旦受理した提案書は、明らかな間違いや軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

カ 本提案に係る情報公開請求があった場合は、吉備中央町情報公開及び個人情報の保護に関する条例に基づき、提出書類を公開することがある。

キ 提案された内容については、選定予定者として決定後、町と調整を行い最終決定することとする。

(4) 提案に関する質疑の受付及び回答

提案に関して質疑がある場合は、質問書【様式4】を作成し、期日までに提出。提出がない場合は質疑がないものとして取り扱う。

① 受付期限

令和6年4月25日（木）午後5時まで

② 提出方法

定住促進課へFAXもしくは郵送

③ 回答日

令和6年4月26日（木）

④ その他

回答は、個人情報に関する部分を除き、参加者全員に質問の内容及びその回答をメールにより送信する。

8 審査方法・審査基準

提出された提案書の審査方法及び審査基準は、次のとおりとする

(1) 審査体制

吉備中央町職員等で構成する提案者選定審査会（以下「審査会」という）において行う

(2) 審査方法

提案者から提出された提案書等を審査会において、提案者が提案書に即したプレゼンテーションを行い、質疑及びヒアリングの後、審査員が内容を客観的かつ総合的に評価して、審査を行う。得られた総合評価点数が最も高い参加者を本業務の選定予定者として、決定する。

ただし、不正な行為を行う、又は著作権などの関係法令に抵触した場合は、失格とし審査の対象外とする。なお、他の参加者は、審査会の決定に対し異議を申し立てることはできないものとする。

① 実施場所及び日時

令和6年5月14日（火）（変更する場合あり）

時間及び場所については別途連絡する。

② プレゼンテーション等条件

提案説明を含めた面接の時間は、1提案につき30分とし、うち提案説明は、25分以内で行うこととする（プレゼンテーション25分、質疑応答5分）。

なお、説明の際にパワーポイント等を使用する場合には、事前に定住促進課に連絡するものとし、必要な機材は各自持参するものとする（プロジェクター・スクリーンを除く）。

(3) 審査基準

総合評価における点数の基準は、別添「提案書審査基準書（兼配点表）」のとおりとする。

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果の通知方法及び公表の方法は、次のとおりとする

① 審査結果の通知

令和6年5月15日（水）

審査結果は、審査を受けた参加者すべてに対し、プロポーザル審査結果通知書により、通知する

② 審査結果の公表

審査の結果は、スケジュールに定めた日を目途に町公式ホームページで公表する

9 本プロポーザルに関するお問合せ・申請窓口

吉備中央町定住促進課（加茂川庁舎内）

〒709-2398 岡山県加賀郡吉備中央町下加茂1073-1

電話：0867-34-1116 FAX：0867-34-0401

E-mail：teijyu@town.kibichuo.lg.jp

担当者：主査 平松 愛実